

平成30年（行ウ）第14号、令和2年（行ウ）第10号
被爆者健康手帳交付等請求事件

判 決 要 旨
主 文

- 5 1 別紙2被相続人目録記載の各被相続人の訴訟提起に係る各訴訟のうち、長崎市長又は長崎県知事がした第一種健康診断受診者証交付申請却下処分の取消しを求める訴訟及び同受診者証の交付の義務付けを求める訴訟は、同目録記載の各被相続人がそれぞれ同目録「死亡日」欄記載の日に死亡したことによりいずれも終了した。
- 10 2(1) 長崎市長が、原告番号2、7、8、12、15、17、18、21、23、24、38、42及び44の各原告並びに別紙2被相続人目録記載の被相続人番号22の被相続人に対しても、別紙3被爆者健康手帳交付申請却下処分目録記載の各被爆者健康手帳交付申請却下処分をいずれも取り消す。
- 15 2(2) 長崎市長は、上記(1)の各原告及び被相続人に対し、被爆者健康手帳をそれぞれ交付せよ。
- 3(1) 長崎県知事が、別紙2被相続人目録記載の被相続人番号27の被相続人に対しても、別紙3被爆者健康手帳交付申請却下処分目録記載の被爆者健康手帳交付申請却下処分をいずれも取り消す。
- 20 3(2) 長崎県知事は、上記(1)の被相続人に対し、被爆者健康手帳を交付せよ。
- 4(1) 原告番号28の原告の請求に係る訴えのうち、長崎県知事に対し、被爆者健康手帳を交付することの義務付けを求める訴えをいずれも却下する。
- 25 4(2) 前記(1)の原告のその余の請求をいずれも棄却する。

5 (1) 原告番号 5 の原告の請求に係る訴えのうち、長崎市長に対し、被爆者健康手帳を交付することの義務付けを求める訴えをいずれも却下する。

(2) 前記(1)の原告のその余の請求をいずれも棄却する。

5 6 (1) 原告番号 25、26、29ないし37の各原告の請求に係る訴えのうち、長崎県知事に対し、被爆者健康手帳及び第一種健康診断受診者証を交付することの義務付けを求める訴えをいずれも却下する。

(2) 前記(1)の各原告のその余の請求をいずれも棄却する。

10 7 (1) その余の各原告の請求に係る訴えのうち、長崎市長に対し、被爆者健康手帳及び第一種健康診断受診者証を交付することの義務付けを求める訴えをいずれも却下する。

(2) 前記(1)の各原告のその余の請求をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

15 第 1 事案の概要

1 本件は、長崎市又はその近隣にある長崎県内の市に居住する原告ら(ただし、訴訟承継人である原告ら(以下「相続人原告ら」という。)の請求については各被相続人ら(以下「本件被相続人ら」という。))が、昭和20年8月9日、長崎市に原子爆弾(以下「原爆」という。)が投下された当時、爆心地から半径1
20 2km以内に居住等していたとして、長崎市に居住する原告らが長崎市長に対し、長崎市以外に居住する原告らが長崎県知事に対し、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(以下「被爆者援護法」という。)2条1項に基づく被爆者健康手帳の交付申請(以下「本件手帳交付申請」という。)及び同法施行規則附則2条2項に基づく第一種健康診断受診者証の交付申請(以下「本件受診者証交付申請」という。)をそれぞれ行ったところ、いずれも却下処分を受けたこと
25 から、主位的に、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を

受けるような事情の下にあった者」に該当する旨主張して、本件手帳交付申請の却下処分の取消し及び被爆者健康手帳交付の義務付けを求め、予備的に、被爆者援護法施行令別表第三の第一種健康診断受診者証交付対象区域の定めが被爆者援護法附則17条の委任の趣旨を逸脱又は濫用したもので違法・無効である旨主張して、本件受診者証交付申請の却下処分の取消し及び第一種健康診断受診者証交付の義務付けを求める事案である。

2 争点

- (1) 予備的請求に係る訴訟承継の成否（争点(1))
- (2) 被爆者健康手帳交付申請却下処分の適法性及び被爆者健康手帳交付処分義務付けの可否

ア 被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」の意義（争点(2))

イ 長崎原爆由来の放射性降下物の降下の有無及び降下範囲（争点(3))

ウ 原告ら（相続人原告らの請求については本件被相続人ら）が被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当するか（争点(4))

- (3) 第一種健康診断受診者証交付申請却下処分の適法性及び第一種健康診断受診者証交付処分義務付けの可否（争点(5))

第2 当裁判所の判断

1 争点(1)（予備的請求に係る訴訟承継の成否)

(1) 本件被相続人らは、本件訴訟係属中に死亡したところ、主位的請求に係る訴訟につき、相続人原告らが訴訟承継することにつき争いはないが、予備的請求に係る訴訟については、争いがある。

(2) そこで検討すると、昭和49年の健康診断特例区域（現在の第一種健康診断特例区域）の創設と同時に「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律等の施行

について」と題する通達（昭和49年7月22日付け衛発第402号各都道府県知事・広島・長崎市市長宛て厚生省公衆衛生局長通達。以下「402号通達」という。）が発出された。402号通達によれば、第一種健康診断受診者証の交付を受けた者が、健康診断の結果、11種類の障害があると診断された場合に被爆者健康手帳への切替えを申請し、都道府県知事の審査の結果、当該疾病があると確認されたときは、被爆者援護法1条3号の被爆者として取り扱われることとなる。

(3) しかし、第一種健康診断受診者証の所持者においては、健康診断を受診できることの法的地位を有すること以外には、将来、都道府県知事等により所定の障害があると確認された場合には、被爆者としての地位を取得するであろうとの事実上の利益があるに過ぎないものと解すべきである。そのような利益は、およそ相続の対象となる法的地位又は利益とはいはず、健康診断を受診することができる法的地位に関しても、健康診断の受診に代替性がないことは明らかであるから、相続の対象となるものではない。

(4) 以上によれば、第一種健康診断受診者証の所持者が有する法的地位は、一身専属性なものと解するのが相当であるから、第一種健康診断受診者証交付申請却下の処分取消し及び同受診者証交付の義務付けを求める訴訟については、本件被相続人らの死亡により終了したというべきである。

2 争点(2)（被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」の意義）

(1) 被爆者援護法の前身である原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（以下「原爆医療法」という。）2条1号及び2号は、原爆投下時に爆心地から一定の距離の範囲に在った者や、原爆投下後一定の期間内に爆心地に近い場所に入市した者につき、類型的に、原爆放射線の影響を受けて健康被害を生じる蓋然性が高い者とみて、被爆者としたものである。そして、原爆医療法2条3号は、同条1号及び2号に該当しない場合でも、爆心地から2km以上離れた

5 場所で死体の処理に当たった看護婦や作業員が、後にいわゆる原子病を発症した事例があることなどから、こうした者を救済する趣旨の規定であって、同条1号及び2号に該当しない者であっても、原爆の放射線による健康被害の可能性がある者を個別具体的に被爆者と認定して救済を図ろうとするのが立法者意思であったと認められる。

以上によれば、原爆医療法2条3号の規定を引き継ぐ被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の影響を受けるような事情の下にあった者」の意義としては、「原爆の放射線による健康被害の可能性がある事情の下にあった者」をいうものと解するのが相当である。

10 (2) 原告らは、被爆者援護法1条3号に該当する事実（「原爆の放射線による健康被害の可能性がある事情の下にあった」との事実）が存在することにつき証明責任を負うところ、行政事件を含む民事事件において、権利関係の存否について判断するために証明を要する事実の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではないが、経験則に照らして全証拠を総合検討し、上記証明を要する事実が存在する高度の蓋然性を証明することであり、この点は、被爆者援護法1条3号に該当する事実に関する立証の場合においても変わりがないというべきである。したがって、その判断においては、合理的根拠のみならず一定の科学的根拠を踏まえる必要があるというべきである。

3 争点(3)（長崎原爆由来の放射性降下物の降下の有無及び降下範囲）

20 (1) 原子雲について

ア 原告らは、原子雲こそが原爆由来の放射性物質の還流源であり、そこには、核分裂生成物、未核分裂核物質、誘導放射性物質などが含まれていたところ、これらが広く放射性降下物として降下した（一部は「黒い雨」として降下した）旨主張する。原告らは、このような原子雲が、爆心地を中心半径19kmの範囲で薄く広がり、半径12kmの範囲で厚く広がった旨主張し、石田泰治「雲仙より見たる原子爆弾投下によって発生した雲

について」と題する論文中におけるスケッチ（以下「本件スケッチ」という。）を有力な証拠として提出する。

5

イ しかし、長崎原爆が投下された当時、長崎市の上空は雲に覆われており、雲の切れ間から市街地の一部がわずかに見える程度で、原爆投下直後の写真を見ても、その雲量は相当量あったことが認められる。本件スケッチが作成された地点が、長崎市内の爆心地から東方30キロメートル超の地点にある温泉岳測候所であることをも踏まえれば、観察者において、原爆投下前から存在した雲と、原爆投下後に生成された原子雲とを明確に区別できたかについては相当疑問である。

10

ウ 以上によれば、本件スケッチをもって原子雲が広がった範囲を認定することはできず、他に長崎原爆由来の原子雲が広がった範囲を確定するに足りる的確な証拠は存在しない。

(2) マンハッタン報告書について

15

ア 原告らは、原告らの被爆地点に長崎原爆由来の放射性降下物が降下したことを見示す客観的資料として最も重要なものが広島・長崎マンハッタン管区原子爆弾調査団（以下「マンハッタン調査団」という。）の最終報告書（以下「マンハッタン報告書」という。）である旨主張する。

イ しかし、マンハッタン調査団の測定手法は、精度が劣るものであり、かつ、その測定値は、誤差を含むものといわざるを得ない。

20

また、マンハッタン調査団が設定したバックグラウンド値の適正にも疑問を拭い去ることができない。カットオフ値となるバックグラウンド値の適正に疑問が生じる以上、マンハッタン調査団の測定値のみから、各測定地点における長崎原爆由来の放射性降下物の降下の有無を判定することは、特に線量率の値が低い地域においては困難というべきである。

25

ウ 以上によれば、マンハッタン報告書のセクションBの付録B記載の各測定地点の線量率をもって長崎原爆由来の残留放射線の線量率であるとは認

められない。

(3) 長崎原爆投下後の降雨の有無及びそれらの範囲について

ア 以下では、広島地方裁判所平成27年（行ウ）第37号、平成29年（行ウ）第18号、平成30年（行ウ）第29号「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件（以下、同事件に係る訴訟を「黒い雨」先行訴訟」という。）と同様に、長崎原爆が投下された後に発生した雨を、色が黒くなかったものも含めて「黒い雨」とすることとする。

イ 平成11年から12年にかけて、長崎市、長崎県、長崎県原子爆弾被爆地域是正連絡協議会及び長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会は、爆心地から同心円状の半径12km以内の被爆未指定地域に居住していた人で、現在も同じ行政区域内に居住している人を対象に、現在の健康状態や原爆投下直後から6か月の間にあらわれた症状等の証言調査（以下「平成11年度証言調査」という。）を実施したところ、平成11年度証言調査に用いられた証言調査票における自由記載欄の全回答を掲載した証言集（以下「平成11年度証言集」という。）には、降雨に関する記載が相当数みられる。

すなわち、回答（証言）の総数計7025件のうち、129件（1.8%）に降雨体験に関する記載があった。これによると、西山地区より東ないし北東の方に位置する地域のうち、特に、旧矢上村及び旧古賀村において降雨体験の記述が比較的多くみられる。字名単位で降雨体験割合を調査すると、西山地区より北東の方に位置する旧矢上村の間の瀬地区において最も高い降雨体験割合が観察された。間の瀬地区より東の方に位置する旧古賀村の一部地域においても比較的高い割合で降雨体験の記述がみられる。

ウ そこで検討すると、旧矢上村及び旧古賀村においては、降雨体験に関する記述が高い割合でみられるところ、そのこと自体からして、旧矢上村及び旧古賀村における降雨体験に関する各記述は、相互に補強しあう関係にあるといえ、互いに信用性を高めている。

加えて、旧矢上村及び旧古賀村に加え旧戸石村は、爆心地からみて、原爆投下後に「黒い雨」が降ったことが当初からよく知られている西山地区に近接する同地区より東ないし北東の方に位置するものである。長崎原爆投下当時、秒速約3mの南西風が吹いていたことが認められるところ、西山地区の風下に位置していた旧矢上村、旧古賀村及び旧戸石村において降雨があつても全く不自然とはいえない。

さらに、後述のとおり、後述の東長崎地区においては長崎原爆由来の放射性降下物が降下した相当程度の蓋然性が認められるところ、降雨には、大気中に拡散し浮遊する放射性微粒子の降下を促進させる作用があるものと認められる。

これらのことと総合すれば、旧矢上村、旧古賀村及び旧戸石村における降雨体験の各記述には裏付けがあるというべきであるから、いずれも採用することができる。

エ 以上によれば、長崎原爆投下後、旧矢上村、旧古賀村及び旧戸石村の一部において「黒い雨」が降った事実が認められる。

(4) 長崎原爆由来の放射性降下物の降下又はその蓋然性の有無及び降下範囲について

ア 前記のとおり、マンハッタン報告書のセクションBの付録B記載の各測定地点の線量率については、これをもって長崎原爆由来の残留放射線の線量率とはいえない。

また、バックグラウンド値の適正に疑問があること等からすれば、マンハッタン調査団の測定結果のみから各測定地点における長崎原爆由来の放射性降下物の降下の有無を判定することは、特に線量率の値が低い地域において困難であることも前記のとおりである。

イ もっとも、マンハッタン報告書において、放射線の等線量分布図は、最大値を示す西山地区より東方に帯状に広がって描かれている。マンハッタ

ン報告書が内包する前記のような問題点を踏まえても、線量率そのものではなく、概略的に等線量の分布を把握する限度でマンハッタン調査団の調査結果を参考することについて格別の支障は見当たらない。

ウ ここで、被爆地域に指定されている西山地区についてみると、前記のとおり長崎原爆投下後に「黒い雨」が降ったことで知られている西山地区において高い累積的被曝線量（生涯積算線量）が推定されていることからすると、長崎原爆由来の放射性微粒子が西山地区に降下したことは明らかである。西山地区には降雨とともに放射性降下物が集中して降下したことが推認されるところ、マンハッタン報告書のセクションBの付録B記載の各測定地点の線量率の各値も、爆心地の東方3kmの西山地区で最大値を示している。

エ 他方、長崎原爆由来の放射性微粒子が西山地区において降下し尽くしたことを行うかがう証拠は存在しない。

かえって、国が設置し、放射線に関する専門家で構成された「長崎原爆残留放射能プルトニウム調査報告書・検討班」による検証によっても、その土壤採取地点の選定、土壤のサンプリング及び処理等いずれも妥当であると結論付けられている平成2年度実施に係る長崎原爆残留放射能プルトニウム調査の結果によれば、爆心地からみて西山地区より東の方に位置する採取地点から原爆由来のプルトニウムが検出されている。前記のとおり、長崎原爆投下当時、秒速3mの南西風が吹いていたことからすると、原爆由来のプルトニウムが検出された上記各地点は、いずれも爆心地及び西山地区からみて風下に位置するものである。

これらのことからすれば、長崎原爆由来の放射性微粒子が西山地区のみならず、更にその風下地域に降下したことが明らかである。

オ これらのこと踏まえて検討するに、旧矢上村、旧戸石村及び旧古賀村は、爆心地からみて、西山地区より東ないし北東の方の風下に位置する地

域であるところ、その大部分が他と比較して高い等線量分布図の範囲内に含まれている。

そして、長崎原爆残留放射能プルトニウム調査の結果、これらの地域の一部から原爆由来のプルトニウムが検出されている上、旧矢上村及び旧古賀村を中心に「黒い雨」の降雨が認められることも前述のとおりである。

カ 以上によれば、旧矢上村、旧戸石村及び旧古賀村のうち、少なくとも爆心地を基点とした半径 12 km の範囲に含まれる区域(以下「東長崎地区」という。)に関しては、長崎原爆由来の放射性降下物が降下した相当程度の蓋然性を認めることができる。

キ 他方、マンハッタン報告書をもって、東長崎地区以外の被爆地点又はその周辺に長崎原爆由来の放射性降下物が降下した相当程度の蓋然性は認められず、他にこれを認めるに足りる証拠は存在しない。

降雨体験に関する証言等があつても、東長崎地区とは異なり裏付けがあるとまではいえない。

(5) 小括

ア したがって、原告ら(ただし、相続人原告らの請求については本件被相続人ら)のうち、被爆地点が次のもの(以下「被爆地点が東長崎地区である原告ら」という。)については、長崎原爆投下後、長崎原爆由来の放射性降下物が降下した相当程度の蓋然性が認められる東長崎地区内に在ったものと認められる。

(ア) 旧矢上村

(イ) 旧戸石村

(ウ) 旧古賀村

イ これに対し、東長崎地区以外については、長崎原爆由来の放射性降下物が降下した相当程度の蓋然性は認められない。

したがって、被爆地点が東長崎地区である原告ら以外の原告ら(ただし、

相続人原告らとの関係では本件被相続人ら。以下「被爆地点が東長崎地区以外の原告ら」という。) の被爆地点に、長崎原爆由来の放射性降下物が降下した事実は認められず、その相当程度の蓋然性を認めるることもできない。

(6) 降灰体験に関する証言等について

ア ところで、平成11年度証言集には、降灰に関する記載も相当数みられる。原告らのうち、東長崎地区やそれに隣接する旧日見村で被爆した原告らの陳述内容も、専ら降灰体験に関する陳述である。

イ しかし、当該降灰に係る灰そのものが、放射能を有する放射性物質であったか否かは定かでなく、これを認めるに足りる的確な証拠も存在しない。

10 原告らの陳述の中には、当該灰が爆心地付近にあった「大橋兵器工場の書類の焼け残り」等の陳述もみられるが、裏付けはない上、そのように確定できる根拠も定かとはいえないから、直ちには採用できない。

15 ウ なお、昭和53年4月13日開催の衆議院社会労働委員会（第84回国会）において、広島の「黒い雨」地域の一部が健康診断特例区域に指定された根拠に関する質疑に対し、厚生省公衆衛生局長が、要旨「黒い雨地域は放射能を含んだ灰が入っているということで、これが人体に影響を及ぼすのではないかということで地域に指定したわけでございます。」旨答弁したことが認められるが、前記答弁中の「灰」が、「黒い雨」の黒い色の本体である煤を指すものか、あるいは大気中に拡散、浮遊した原爆由来の放射性微粒子を指すものは判然としない上、広島原爆に関する上記答弁をもって直ちに前記灰が放射性物質であったと推認できるものでもない。

エ よって、長崎原爆投下後に東長崎地区等に降った灰が長崎原爆由来の放射線により放射化された放射性物質であったとまでは認められない。

25 4 争点(4) (原告ら (相続人原告らとの関係では本件被相続人ら) が被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者」に該当するか)

(1) 被爆地点が東長崎地区である原告らについて

ア 前記のとおり、被爆地点が東長崎地区である原告らは、長崎原爆投下後に、長崎原爆由来の放射性降下物が降下した相当程度の蓋然性が認められる東長崎地区内に在ったものである。

5 加えて、被爆地点が東長崎地区である原告らは、いずれも令和4年基準がいう造血機能障害、肝臓機能障害、細胞増殖機能障害等の11種類の障害を伴う疾病のいずれかの疾病を発症したものとも認められる。

10 イ ところで、「黒い雨」先行訴訟において令和3年7月14日に広島高裁判決が言い渡された後、内閣総理大臣は、「今回の判決には、原子爆弾の健康影響に関する過去の裁判例と整合しない点があるなど、重大な法律上の問題点があり、政府としては本来であれば受け入れ難いものです。」との留保を付す一方で、「皆様、相当な高齢であられ、様々な病気も抱えておられます。こうした中で、一審、二審を通じた事実認定を踏まえれば、一定の合理的根拠に基づいて、被爆者と認定することは可能であると判断いたしました」旨、上告を断念することを表明するとともに、「84名の原告の皆様と同じような事情にあった方々については、訴訟への参加・不参加にかかわらず、認定し救済できるよう、早急に対応を検討します。」との方針が表明され、その後、厚生労働省健康局長から「「黒い雨」先行訴訟における原告と同じような事情にあったと認められる者」に係る被爆者援護法1条3号の解釈及び運用に関する処理基準（以下「令和4年基準」という。）が発出された。

20

25 ここで、令和4年基準は、①黒い雨に遭ったことが確認できること（黒い雨に遭ったことが否定できない場合は、黒い雨に遭ったものとみなして取り扱うこと。）、②造血機能障害、肝臓機能障害、細胞増殖機能障害等の11種類の障害を伴う疾病にかかっている者という2つの要件を満たす者について、被爆者援護法1条3号の被爆者として取り扱うものであるが、

令和4年基準発出以降、広島原爆に被爆した者については、令和4年基準に従った審査（運用）がされているのに対し、長崎原爆に被爆した者は、令和4年基準の対象外であることが認められる。

ウ この点、「黒い雨」の調査・検討が重ねられ、その降雨域を被爆地域等に含めることを長年求めてきた広島と、被爆地域の不均衡問題の是正を求めてきた長崎とでは、援護拡充運動の歴史的経緯等に相違があったといわざるを得ない。

また、長崎においては、広島と比べ「黒い雨」の降雨 자체が限定的であったことが明らかである上、その調査・研究が乏しいという実態があるこ

とが否定できず、したがって、「黒い雨」の降雨域等を容易には一義的に確定し難いという事情があることも否めない。

エ しかし、長崎においても、東長崎地区の一部に「黒い雨」の降雨事実が認められることは前判示のとおりである上、東長崎地区のうち「黒い雨」の降雨体験に関する証言がないその他の地域においても、放射性降下物が降下した相当程度の蓋然性が認められることは前判示のとおりである。令和4年基準の合理性を基礎付ける事情としては、降雨によって、大気中に浮遊した原爆由来の放射性微粒子の降下が促進されることがあるものと推認される。このことからすれば、「黒い雨」の降雨と、放射性降下物の降下とを区別する合理的理由も見いだし難いというべきである。

オ かえって、昭和51年実施に係る広島、長崎の残留放射能調査においては、爆心地から広島では西に向けて、長崎では東に向けて、放射性降下物の影響によるものと推認される線量の高い地域が見付かっている（すなわち、広島は己斐・高須地区、長崎は西山地区であるが、いずれも「黒い雨」が降ったことで知られている地区である。）ところ、長崎においては、長崎原爆残留放射能プルトニウム調査の結果、被爆地域に含まれる前記西山地区以外にも、東長崎地区において長崎原爆由来のプルトニウムの存在が把

握されている。

これに対し、広島における「黒い雨」降雨域については、既に被爆地域に含まれる高須・己斐地区を除き、各種調査によても広島原爆由来の放射性物質が客観的に把握されるまでには至っていない。

すなわち、昭和51年実施に係る広島、長崎の残留放射能調査においては、広島原爆の爆心地を基点に北14km、北北西22kmの地点において周囲と比べ有意に放射線量が高い地区が見付かったが、昭和53年実施に係る広島、長崎の残留放射能調査によても、対照地区と有意差が見いだせず、広島原爆からの核分裂生成物が残留しているとはいえないものとされ、また、平成3年には、ウラン同位体を用いた測定や、土壤以外の物質からの検出が試みられたが、いずれも広島原爆由来の放射性物質を特定するには至らず、さらに、平成22年には、原爆投下後1~3年後に建築された建物の床下からセシウム137の検出が試みられたが、床下で検出されたセシウム137が広島原爆由來のものかどうかは決着が付かなかつたことが認められる。

そうすると、広島の「黒い雨」降雨域、及び長崎の東長崎地区いずれも原爆由来の放射性降下物が降下した蓋然性が認められることに違いはないばかりか、長崎の東長崎地区については、高い累積的被曝線量が推定されている西山地区からみて直の風下に位置する地域である上、その一部において長崎原爆由来のプルトニウムの存在が客観的に把握されていることなどから、長崎原爆由来の放射性降下物が降下した相当程度の蓋然性が認められるのである。

加えて、いずれも被爆地域に含まれているものの、「黒い雨」の降雨が認められる己斐・高須地区（広島）と西山地区（長崎）とを比較した場合、そのフォールアウトによる集積線量の推定は、初期調査の線量率測定データからの推定が、前者が1~3Rであるのに対し、後者が20~40Rで

あり、西山地区（長崎）の方が高須・己斐地区（広島）よりも一桁高い数値となっている。

カ 以上によれば、長崎における東長崎地区は、令和4年基準の内容の合理性を基礎付ける根拠事情の枠内において、広島の「黒い雨」降雨域と同一条件・同一事情下にあることが明らかである。被爆者援護法1条3号の被爆者認定において、処分権者が、広島原爆に被爆した者との関係では、「黒い雨」の降雨事実を考慮すべき事情とするのに対し、長崎原爆に被爆した者との関係では、「黒い雨」の降雨事実を考慮せず、あるいは東長崎地区に放射性降下物が降下した相当程度の蓋然性を考慮しないことにつき、合理的な理由は見いだし難い。この差異は、法において被爆地域が当時の行政区画を基本に指定されたために生じた、やむを得ない不均衡などとは質的に異なるものというべきである。また、第一次被爆体験者訴訟（当庁平成19年（行ウ）第15号、平成20年（行ウ）第2号、同第7号、同第10号、同第11号、同第13号、同第14号被爆者健康手帳交付等請求事件）及び第二次被爆体験者訴訟（当庁平成23年（行ウ）第4号、同第5号、同第8号、同第9号、平成24年（行ウ）第6号、平成26年（行ウ）第1号被爆者健康手帳交付等請求事件）における各確定判決の存在が、長崎において広島同様の運用を行うことを妨げる理由になるものとは解されない。

キ ここで、被爆者援護法の法的性格をみると、被爆者援護法は、被爆者の健康面に着目して公費により必要な医療の給付を中心とするものであって、その点からみると、いわゆる社会保障法としての他の公的医療給付立法と同様の性格を持つものであるということができるものの、他方で、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみて制定されたものであることからすれば、被爆者援護法は、このような特殊の戦争被害につ

いて戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済を図るという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは否定することができない（最高裁判所平成29年12月18日第一小法廷判決・民集71巻10号2364頁参照）。

5 ク このように、被爆者援護法に国家補償的性格があることなどからすれば、処分権者としては、令和4年基準の適用に当たっても、その内容の合理性を基礎付ける根拠事情の枠内において、他に考慮すべき事項があれば、考慮しなければならないものと解するのが相当である。

ケ そうすると、被爆地点が東長崎地区である原告らが行った本件手帳交付申請に対する却下処分は、社会通念に照らし著しく合理性を欠くものというべきである。これまで判示してきたところによれば、広島における「黒い雨」降雨域に在った者のみならず、被爆地点が東長崎地区である原告についても、「黒い雨」先行訴訟における原告らと本質的に同じような事情にあったものというべきであり、令和4年基準と同様の取扱いがされるべきであるから、上記却下処分は、裁量権の逸脱又は濫用があったものとして、これを取り消すべきであることに加え、当該処分が処分行政の裁量権の範囲を超える若しくはその濫用にあたるというべきことから、行政事件訴訟法37条の3第5項に基づき、被爆地点が東長崎地区である原告に対し、被爆者健康手帳の交付をすべき旨を命ずるのが相当である。

10 15 20 (2) 被爆地点が東長崎地区以外の原告について

ア 原告らは、東長崎地区以外の被爆地点にも長崎原爆由來の放射性降下物が降下したことは明らかである旨主張する。

しかし、前記のとおりのマンハッタン調査団の測定手法の精度の低さ、バックグラウンド値の適正等の問題に照らせば、マンハッタン報告書をもって直ちに、被爆地点が東長崎地区以外の原告らの被爆地点に長崎原爆由來の放射性降下物が降下した事実あるいは相当程度の蓋然性を認めるこ

とはできず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠は存在しない。

5

イ 以上によれば、被爆地点が東長崎地区以外の原告らについて、被爆者援護法1条3号の事実は認められない。また、被爆地点が東長崎地区以外の原告らが「黒い雨」先行訴訟における原告らと同じような事情にあったものともいえないから、令和4年基準において被爆地点が東長崎地区以外の原告らを対象としていることが、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとはいえない。

5 爭点(5)（第一種健康診断受診者証交付申請却下処分の適法性及び第一種健康診断受診者証交付処分義務付けの可否）

10

15

(1) 原告らは、被爆地点に長崎原爆由来の放射性降下物が降り注いだことの科学的根拠がある上、有病率が高いにもかかわらず、被爆地点が第一種健康診断特例区域に指定されていないところ、爆心地からの距離が変わらず、住民の健康調査の結果、住民の有病率の高さ等が第一種健康診断特例区域と同様の状況であることに照らせば、第一種健康診断特例区域を規定する被爆者援護法施行令附則2条別表第三は、被爆者援護法附則17条の委任の趣旨を逸脱・濫用した違法・無効な定めというべきである旨主張する。

20

(2) しかし、被爆地点が東長崎地区以外の原告らが長崎原爆由来の放射性降下物により被曝したものとは認められず、同原告らの被爆地点又はその周辺に長崎原爆由来の放射性降下物が降下したことの相当程度の蓋然性も認められないことからすると、被爆者援護法施行令附則2条、別表第三が、被爆者援護法附則17条の委任の趣旨を逸脱・濫用したものとはいえない。

以 上